

令和7年第1回富岡町農業委員会定例総会 令和7年1月15日（水）

開 会 （午後 3時00分）

○開会の宣告

○議長（佐藤清隆君） それでは、皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、6番の渡邊康男さんが今回は欠席ということになっております。ご報告いたします。

改めまして、こんにちは。ただいまから令和7年第1回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は過半数でありますので、富岡町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

○開議の宣告

○議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりです。

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定によりまして、議長において

5番 猪 狩 秀 信 委員

7番 笹 山 光 政 委員

の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議案の一括上程

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） 続いて、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

議案第1号別紙1の現地調査結果について、渡邊隆幸推進委員のご意見を願います。

○最適化推進委員（渡邊隆幸君） 1月7日、佐藤会長、猪狩委員、原田推進委員、町担当者3名、私の計7名にて現地調査に行っていました。申請地の場所になりますが、国道6号線から旧消防署の交差点を夜の森方向に行っていたいて、昔双葉商事さんの倉庫があったかと思うのですが、そこに隣接した場所になります。ちょうど華の樹の斜め向かいの場所になります。立会人として法人担当者と行政書士の方より説明を受けましたが、併用地の倉庫建設に伴う林道としての利用や事業概要を聞きましたが、特段現場の状況から特に問題になる点等は見られませんでした。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。特にはありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第1号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第1号を終了します。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

議案第2号別紙1について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（伊本和明君） それでは、この件につきましては、先ほど局長からもありましたとおり、令和6年11月の第12回定例総会での審議により、不許可相当と判断されましたが、総会后、譲受人より取下げ願い出書が提出されております。その後、再度申請書の提出があったことから、本総会での審議となりますが、現地調査については11月の総会時に行っておりますので、会長と相談の上、省略させていただきましたので、私のほうから説明させていただきます。

まず、事業内容の説明の前に、以前の総会で意見のありました地域住民への説明状況についてご報告いたします。事業説明を行う対象者については、私のほうで区長と相談いたしまして選定、相談の結果、9軒を対象者とし、事業者へ事業の説明を求めました。9軒の説明状況につきましては、7軒は接触済み、2軒は未接触となっておりますが、事業の説明等のポスティングは実施しております。

また、未接触となっている2軒のうち1軒は譲渡人の親族の方で、直接譲渡人と事業について話をしており、了承を得ていると関係者への聞き取りで伺っております。

また、もう一軒につきましては、以前の申請時に一度接触はされており、その際、蓄電施設が近くにあるなら自分の敷地も購入してほしいといった意見はあったそうですが、事業に対する明確な反対ではなかったと伺っております。なお、この方には引き続き接触を試み、丁寧な対応等の継続を要請いたしております。

続いて、接触済みの7軒についてですが、1軒のみ事業への反対意見があり、その他の方からは明確な反対意見はなかったと報告を受けております。なお、反対意見があった1軒については、反対に対する具体的な理由というのは申されておらず、継続して事業説明等を丁寧に行っていただき、トラブルのないよう努めるよう要請しております。

以上が地域住民への説明状況の報告となります。この事業説明については、申請者に対して申請時に義務づけるものではございませんが、当委員会からの意見を踏まえ、事業者も地域住民との無用なトラブルを回避するため、真摯に対応いただいております。

それでは、事業内容について説明いたします。申請地につきましては、19ページを御覧ください。地図の中央部に高速道路のE6という表示がございますが、その場所に消防屯所がございます。その屯所から南西方向、県道いわき浪江線に向かって150メートルほど進んだ場所が申請地となっております。事業内容といたしましては、申請地内に蓄電設備を整備し、電力の需給に合わせた充電、放電を行うものとなっております。

申請地内の利用計画につきましては、22ページを御覧ください。敷地内に系統連結するための鉄塔

を1件、変電所1件、蓄電ユニット7件が記載のとおり設置されることとなり、蓄電ユニットにつきましては1ユニット当たり、パワーコンディショナー、PCSが2台、集電箱が6台、蓄電池が42台接続されるようになります。

23ページを御覧ください。蓄電施設の設置イメージ図となります。蓄電ユニットは、1台のPCSに対して3台の集電箱、21台の蓄電池を接続したセットが2セット、ユニットにつき2セット設置されることになり、全体で14セット、合計7ユニットの設置になります。各機器の寸法等については、記載させていただいているとおりとなります。また、蓄電池についてですが、電池のセルタイプはリン酸鉄リチウムイオン電池となっており、左側下段に記載のあるとおり、リチウムイオン電池の中でも爆発や火災の危険性が低く、安全性の高いものが選定されております。なお、機器の発する騒音については、充電、放電時に機器から1メートル地点で75デシベルとなっております。

24ページを御覧ください。設備内の漏電検出装置ですが、変電所内キュービクルに装置が4か所設置されてございます。

25ページを御覧ください。また、各PCS、蓄電池内にも漏電検出装置が内蔵されており、漏電、火災等の発生を予防する機器が組み込まれております。

続いて、26ページを御覧ください。系統用蓄電池の容量についてですが、①に記載のとおり、蓄電池1台当たりの容量は407.3キロワットアワー、全体で約120メガワットアワーになります。②では、10月時点での町内の住民登録世帯数を基に、平均的な家庭での電気使用量を計算した結果、全世帯が居住しているという仮定の下、満充電時の総量で約1.8日分の電力供給が可能となる量というふうに計算されます。③、④についてですが、蓄電設備が空の状態から満充電、満充電時から全て放電するまでの時間については、計算上約2.3時間となっており、その間、充電、放電時に騒音が発生することとなります。充電については、昼間の電力余剰が発生している場合のみ、また放電については、夜間の電力不足が生じている場合に行うため、電力の需給量によって時間は前後することとなります。また、夜間の放電については、一般的に深夜の電力需要は低くなることから、現時点での想定では22時や23時程度には稼働を停止するものと見込んでおります。

27ページを御覧ください。さきの総会でも提示されました騒音の広がりについての想定資料になります。事務局のほうでも確認のため計算しましたが、機器より1メートル地点で75デシベルの音が発生する機器からの音の広がりについては、記載のとおりで間違いはありませんでした。しかし、この資料では音を遮るようなものが全くない状態で同心円状に音が広がっていくように計算されており、事業者から見ると非常に不利な条件での試算とされている資料だということも分かりました。申請地については平たんではありますが、周りに山林もあることから、音の広がりはこの資料よりもいびつで小さくもなるのではないかと想定しておりますので、周囲への影響もより限られたものになると考えております。

説明については以上になります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

事務局より説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

小坂さん。

○8番（小坂竜也君） この案件は、前回住民説明会というお話あったと思うのですがけれども、私は住民の方何名かに聞き取りをしたところ、説明が不十分で話にならないということで、帰してやったという話があったのですがけれども、事務局の説明とはだいぶ乖離するので、その辺りはどうなのかと、1人の方は今戻って住まれているのです。詳しくはあんまりお伝えできないのですがけれども、体調を崩して、退職されて、もともと住んでいたところに戻ってこられて、そこに説明行ったのですがけれども、あまり詳しい説明はなく、質問に対してもの的確に答えてもらえなく、時期尚早だって判断して、明確な反対は、反対だとは言っていないけれども、その段階ではないと思って反対意見は出さなかったけれども、まだまだ先の話だと思っているようなのです。

あと、もう一人の方は、ちょっと仲町の北側のほうなので、その9軒に入っていなかったのかもしれないのですが、基本的に反対という意見も聞いていますし、あとはすぐ近隣の方は、中央区の方が電話をくれて、よく分からない説明で、説明になっていなかったというふうなお話をされていたので、今の事務局の説明とはだいぶ聞こえてくる声が違うのです。やはり私が聞いた中では、風だったり、空気の温度で聞こえ方も違って来るし、できて、ああ、うるさい、眠りが浅くなるという健康不調が出てからでは遅いのではないかというところをだいぶ懸念されている声は聞かれました。

もしこれができた場合、騒音があった場合、追加の遮音壁だったり、騒音対策だったりもするのか、その辺りもまだ明確に住民に説明されていないうちに、1か月余りでまた提出してくるというところがその事業者の誠意のなさを感じざるを得ません。その辺り、事務局はどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 事務局、どうぞ。

○事務局（伊本和明君） ありがとうございます。今のご意見に関してなのですが、まずちょっと小坂委員のほうで聞かれたお話と我々のほうで受けた報告というのはちょっと違うのかなというふうには認識しました。

あと、設置後の件でちょっと述べられた、例えばうるさかったら防音壁等を設置するのかということにつきましては、私のほうで事業者のほうに聞き取りをした際には、そちらについては、そういったご意見があれば、当然設置する予定、考えは持っている。そういった場合、こういったものを設置するかというような資料も、こちら提出はいただいております。

例えば外国、中国系の方が説明、申請者の中にそういった方がいらっしゃるので、私もやり取りさせていただいたのはその方だと思うのですが、その方の話を聞いてみると、ちょっと片言のところは多少ありますが、しっかりとこちらの質問には答えていただいていますし、事業に関して、表現がちょっと難しいのですが、決していいかげんな形でやろうという姿勢は、事務局としては全くも

って感じられない。しっかり考えて、丁寧に対応していただいているというふうに認識はしております。

以上です。

○8番（小坂竜也君） 今の説明は理解できるのですが、事務局側では業者の聞き取りの結果を聞いているというわけですね、住民の方に聞いているわけではなくて。私は住民の方に聞いて、避難している方にも聞いて、そこの乖離があるので、ちょっと最初の事務局の説明では、もう皆が納得して、大丈夫だよみたいなふうに聞こえてきましたけれども、それはあくまでも業者側の説明だということを事務局も理解していただく必要があるかなと思います。私が直接会って、電話して聞いた方の反応とは大分違いがあります。そのことは伝えておいたほうがいいかなと思っております。

○議長（佐藤清隆君） どうぞ。

○事務局（伊本和明君） 今小坂委員のおっしゃられたこと、十分理解しました。なので、まず反対意見があるから、事業はできない、許可相当にはならないというふうには全く考えておりません。ただ、そういった意見があるということは、先々トラブルが発生するおそれがあるというふうにはこちらとしても認識しておりますので、そういったことについても、例えばこの審議の結果どうなるかは分かりませんが、その後もし事業を進めるようなことになった際も、進めるからといって地域の方をないがしろにするような対応は決してするな、しっかり丁寧に対応していくよう、こちらからしっかりと事業者のほうには伝えるつもりでございます。

以上です。

○8番（小坂竜也君） 今の答弁、大変よく分かりました。

私がもう一つ言いたいのは、1か月でなかなか住民説明会もできないし、同意も得るのは難しいと思うので、ちょっと時期尚早ではないのかなと思います。ここまでして採決を急ぐ必要があるのかなと。前回と何ら変わってなく、何人かの方にポスティングした、聞き取りしたというだけで、住民の声が反映される形ではないのかなと。恐らくもう事務局に上がってきている段階で、農地法的には問題ないから、上がってきているのはもちろん認識しているのですが、そうすると、私何回も言うように、地域の情勢だったり住民感情に配慮する必要も私たち農業委員の使命ではないのかなと常々思っているので、ちょっと時期尚早ではないかと思います。今回採決取りますよね、会長。

○議長（佐藤清隆君） はい、します。

○8番（小坂竜也君） 時期尚早ではあるのですが、今判断できる方法、判断材料を基に判断せざるを得ないということでよいでしょうか。分かりました。

○議長（佐藤清隆君） この件に関してまだ。

塚野さん、どうぞ。

○4番（塚野芳美君） 今の小坂委員とほとんど同じ意見なのだけれども、今後何か差し支えがあるとまずいから、固有名詞は出しませんが、近くに住んでいる2人の方と私も話ししているので

す。反対なのですよ、本当は。だから、今の事務方の報告と違うのですけれども、でも確かに要件ではない、直接的な要件ではないでしょうけれども、住民の反対があったから、事業をやらないということではなくて、やるよということなのか、今町当局が面白い言い方しているのですけれども、そうすると今度は農業委員会でも、地域住民のことを考えれば、ではやっぱり今後、せっかく戻ってきた人、戻ってくる人のために、今許可とするのは問題なのではないかというふうに考えたのです。だから、どうもその辺、話のあれが違うのですよね、中身が。それであとは、各他の委員がどう判断するかですけれども。ということで、ほぼ私は小坂委員と同じ意見であります。

○議長（佐藤清隆君） このほか意見はありますか、石井さん。

○9番（石井 功君） この会社の履歴事項全部証明書という欄を見てみると、この会社の主たる目的の事業というのは風力発電なのだよ、この会社。それで、その他これに附帯するという。細かいところでは蓄電池出ているけれども、この会社は一つの目的は風力発電なのだよ。そして、この蓄電池は地区の太陽光から余った電気を蓄電しているのよね。でも、この蓄電する設備で、その周辺に太陽光の当てがあるのかと思って、施設。それで、30億円もかかる事業に対して、この会社はまだつくって間もないのだよ、令和4年だから。実績もない会社が30億円近く投資して、しかも資本金が1億円というのだよ。事務局で、これだけのものでこれ許可しては駄目だと思うのだよ。この会社の内容を本当に知っているのかどうか。これだけの表面の薄いもので、この会社を証明するということは多分難しいと思うよ。この会社の実態をもう少し把握しないと、この事業は私は賛成できないと思うよ。

○議長（佐藤清隆君） どうぞ。

○事務局（伊本和明君） こちらの東通ウィンドファーム合同会社についてですが、事業者のほうから聞き取りをしていることについてご報告いたします。

まず、こちらの合同会社については、大元と申しますか、メインの出資者というのがGCLという、太陽光発電であったり、そういった再生エネルギー関係の海外でも展開している大手企業というふうになります。その大手企業のグループ会社が日本各地で事業を展開する際に、案件ごとに出資者を募り、自社でも出資し、出資者を募って合同会社を設立し、案件ごとに会社をつくって申請しているというのが多いので、この会社、この履歴事項についている東通ウィンドファームという会社につきましては、この富岡の案件のためにつくられた会社というふうになります。なので、期間も間もないことであつたり、そういった蓄電事業、またあとは風力事業というものをやられているので、目的も同じようなものを記載して設立されているというふうに伺っております。

以上です。

○9番（石井 功君） それで、この周辺に太陽光の施設があるの。

○事務局（伊本和明君） また、この案件での電気の供給については、太陽光発電ではなく、東北電力の系統に接続します。その系統で余剰電力があつたときに充電をして、足りないときにそちらに流

すという感じです。

○議長（佐藤清隆君） その他ございますか。塚野さん。

○4番（塚野芳美君） さっき肝心なの1つ言うの忘れたのだけれども、私が話した人は騒音を心配しているのです。低周波騒音で夜眠れないのではないかとということと、それから今事務局の説明に対してちょっとクレームつけますけれども、東北電力に売電しますと、まだ接続は今申請中なのですよ。まだ許可になっていないですよ。だから、そういう微妙なところは正確に言ってもらわないと。買う予定かもしれないけれども、まだ許可になっていませんよ、これ、太陽光の場合も、接続が認められなければできませんからね。あたかも今認められたかのようなことを言っていますけれども、やっぱりその辺は正確に話ししてほしいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 事務局。

○事務局（伊本和明君） 東北電力への接続についてですが、事業者のほうから、まず東北電力に対して接続の検討の申込みについて出されて、東北電力、事業者に対して検討については連系可という回答をいただいているという資料は頂いております。また、その可というのが最終的な決定ではなく、その後また詳細な申込み、契約申込みというのを実施するようにはなるということになりますので、最終的に接続が決まっているというわけではありません。ちょっと語弊がある説明で申し訳ありません。

○議長（佐藤清隆君） 石井さん。

○9番（石井 功君） だって、この申請目的に書いてあるでしょう、こうやって。「昼間、太陽光発電施設において発電された電力を蓄電し」、はっきりした目的に書かれて、東北電力なんて一言も書いていないよ。ここに、だって書いてあるでしょう、これ。「太陽光発電施設において発電された電力を蓄電し」って、はっきりと書いてあるでしょう、これで。何で東北電力って書いていないの、一言も。

○議長（佐藤清隆君） 事務局。

○事務局（伊本和明君） この系統用蓄電池の流れといいますか、太陽光で発電した電気というのも系統に接続されて流れているかと思います。その系統に乗ることによって、余剰電力となったものを東北電力のほうに申請して、許可を得てつないで、蓄電設備にためる、また流すというのを計画しているというものになります。

○議長（佐藤清隆君） 石井さん、まだあるか。

○9番（石井 功君） いや、ないです。

○議長（佐藤清隆君） 塚野さん。

○4番（塚野芳美君） だから、今何かあっちとこっち言うから、分からないのだけれども、では28ページに書いてある接続は回答待ちと言っているのだから、まだ許可にはなっていないですよ。だから、許可にならないかもしれないし、なるかもしれないし、回答待ちですからね。

○議長（佐藤清隆君） その辺のことも含めて、農用地利用に関する是非を問うていますよね、今回は。計画があつて、許可が下りれば施工するというようなことみたいなのですけども、最終的に。用地を取得しました、許可は下りませんでしたということになるかもしれないという会社の説明です。当初の説明では、そういうような話も聞こえました。これ参考なのですけども、申し添えると。

○4番（塚野芳美君） そのとおりです。だから、もしかしたら、これ通るかどうかは知りませんけれども。

○議長（佐藤清隆君） それでは、意見がほぼ出尽くしたかな。

林さん。

○1番（林 秀樹君） この是非もあるのですけれども、これここだけの話で言っているけれども、今後これが町の中で出てきたときに、町がこれそのまま通してしまつて、この被害が今度町なかに及ぶようになった場合にいいのかというところが、これ農業委員会で語る話ではないののでしょうか、場所さえあれば、電線さえ引ければ、夜の森の町の中だろうが、富岡町の中だろうが、どこでもこれできるようになって、それに関して町のほうで規制とかをかけるようにしないとならないのではないのかと思うのですけれども、我々これこんな、こんなといつてもそんなに人いなくても割と人里に近いところにこういう設備を造つてしまつて、それが前例に、では富岡のまちの中どこでもやりたい放題ではないかという話になったときに、町のほうでこれどうするのという話をちょっと聞いておきたいというところもあるし、また今の話で周辺住民からそういうふうな反対意見とかがある場合に、我々ちょっと賛成できないのではないのかなと思うのです。もうあとこれ意見進達になると思うので、我々別に反対しても、県のほうでいいよと言つたらそれまでなのでしょうけれども、もうあとは県のほうにお任せするしかないのではないのかな。ちょっとその辺、町のほうの方針、すぐに決められてはいないのでしょうか、ちょっと聞いてみたいなという。

○議長（佐藤清隆君） では、事務局長。

○事務局長（原田徳仁君） 本日お渡しさせていただいた資料の中に前回の意見交換のやつもありましたが、町のほうでこれずっと、書いてあるとおりですけども、まさに検討している最中であると思っているので、現段階で駄目だとかいう部分はないかと思っています。加えて、備忘録のほうを作成して、後ほど御覧いただきたいと思いますが、企画課のほうでは町内全域でそれも考えていくのだという部分で示しておりますので、今それ待ち状態という形ではあります。今私からお答えさせていただくのは、その結論になります。加えて、これからご審議いただくという形になろうかと思いますけれども、まず農業委員会、小坂委員も申し上げたとおり、農地法に関してという話だけの議論することではありますが、最終的にはどうなるかという部分、許可、不許可相当のご判断いただいた中でも、最終的には県の判断という形になってくるかと思っていますので、農業委員会としてのご意見のほうを県のほうに進達していきたいなというふうに考えてございます。その上で、当然住民関係、近隣住民関係のほうのご理解関係のほうについては意見として付すものでありますけれども、農地法に絡んでく

るかという、ちょっとそこは弱い部分があるかなというふうに考えてございます。加えて、もう一つ挙げるとなれば、事業の実現性という部分で、実際にそこができるかどうかという部分についてはやはり県のほうで判断していただくような形になるかと思っております。

一応以上になりますが、説明させていただきました。

○議長（佐藤清隆君） はい。

○1番（林 秀樹君） 前回ももしかすると言ったかもしれないのですが、これ我々がこの判断するのに、ちょっとこの資料的に、農業委員としてここは許可にするにしろ、不許可にするにしろ、この中の設備どんなものを造るのだというときに、その説明がまだできないような絵空事になっていて、話ができないので、我々、自分がもし周りの人たちからあそこは何ができるのだといったときに、こんな説明できないやつではちょっと許可できないというか、賛成できないというふうな、前回と同じことですが、その辺もあるのかな。農地法上、不許可にはならない案件だとはいっても、ちょっと一委員としては、この内容があまりにもふわっとしていて賛成しかねるなど、一応意見を表明しておきたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） 小坂さん。

○8番（小坂竜也君） 最後に1点だけ。すみません。最後に、前回も言ったと思うのですが、29億円もの事業費の中で、用地費500万円なのですよ。これ、夜の森の先ほどの倉庫は1町歩に対して1万平米で5000万円なのですよ。何が言いたいかというと、先ほど事務局の説明で、ああ、そういうことかと思ったのですが、たくさん資金を持っている投資家が会社を起こして、国の補助金、蓄電池の普及に便乗して利益を上げようというのが見え見えで、29億円もの事業で500万円、安い土地あるから、いいよね。本当だったら、この規模だったら変電所の裏に幾らでも山林があって、造成費をしっかりとかけて、人に迷惑かけないところにも造れるはずなのです。それが、人が住んでなくて、平らで、遊休農地あって、反対する人も少なくて、黙らせるのも簡単だよというのが見えてきてしまうのです。ここで許可してしまったら、果たして住民の同意を得るまできちんと説明をされるのか。各個人は反対しても、人の土地なので、反対できないよねといって、もう泣き寝入りせざるを得ないと思うのです。これ農業委員の許可が申請下りて、県の申請下りたらば、そのまま工事に入っていきますよね。そうすると、住民がないがしろにされて、農業委員何やっているのだ、お前らってもう言われるのが目に見えているので、それだけはお伝えしておきたかったので、最後に発言しました。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 意見も出尽くしたと思われます。

それでは、質疑をここで打ち切りまして、採決に入ります。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手なしということで、したがいまして本案は不許可とすることに決しました。

ここで、お諮りいたします。議案第2号別紙2から別紙3は野立ての太陽光申請であり、関連する案件でありますので、一括して議案内容の説明を受けたいと存じますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、この件に関して事務局長の説明がありました。

推進委員の原田八十治さんのご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（原田八十治君） 議長から指名を受けましたので、担当の推進委員の原田ですが、報告をいたします。

先ほど議案第1号で渡邊さんから説明あったとおり、1月7日、同じ日に調査を行っております。したがって、調査員は同じでございます。現地の立会いということで、会社で石川さんが立会いに加わっております。この場所は、34ページがいいのかな。前回も、昨年の11月かな、この地区、下郡山真壁地区ですね。JAの富岡支店からちょっと上のほう、高台のほうにで、かなり場所は奥まった場所で、周りも太陽光、野立て、それから営農型太陽光、付近には散在をしております。場所的にも特段の指摘するような箇所ではないと見てきました。作業道路もありますし、何ら支障ないと思いました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第2号別紙2を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

続きまして、議案第2号別紙3の調査結果なのですが、原田さん、お願いします。

○最適化推進委員（原田八十治君） では、議長から受けましたので、説明いたします。

この箇所も先ほど別紙2の位置の道路の隣の農地なのです。これは、33ページ見てもらえば、先ほどの317番は赤く囲ってあります。別紙3のほうは256番、隣で、図面でいえば左隣であります。場所的には先ほど言ったところと道を挟んだところでございます。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特になしということで、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第2号別紙3を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について終了します。

○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局から何かありますか。

佐藤さん。

○事務局（佐藤副主査） 現況確認証明申請について説明。現況が山林化しているため、令和6年12月6日に現況確認をしました。

○議長（佐藤清隆君） 原田さん。

○最適化推進委員（原田八十治君） 報告事項だから、全然あれだけれども、ちょっと気になったのは、今まで現況確認申請確認するときは、現地調査の日と一緒にやっていたのだけれども、今回のこの申請書上がってきたのは、調査入ったのは会長と事務局なのですか。その辺ちょっと、誰が調査入

ったのだか。

○議長（佐藤清隆君） 私と事務局担当、山口さんと。

〔「だけです」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） それだけか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 一応3人で見てまいりました。それで、吉田さんの申請地については、もう既に山というか、震災の前から既に山だったのではないかという感想を持ちました。あと、清信さんのところについては、もともとは坂を上がったところに宅地があったのだけれども、その宅地自体はもう山林化というか、やぶになってしまっていて、ちょっと農地に復旧はできないのかなというような感じを受けました。以上です。だから、結局佐藤さんの言っているとおり、農地に戻すのはちょっと無理かなというふうに感じました。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） では、その次に進んでいいですか。

それでは、その次の日程、その他で令和7年度富岡町農地賃借料及び農作業労働賃金情報についてお願いします。

○事務局(佐藤副主査) 3月に来年度の富岡町農地賃借料及び農作業労働賃金情報決定いたしますので、来月の総会までに変更が必要な所の意見をお願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） そのほか、農業委員の方から何かそのほかございますか。

事務局のほうで、佐藤さん、どうぞ。

○事務局(佐藤副主査) 令和6年11月18日に開催した太陽光発電設備に係る意見交換会の議事録を作成しましたので、ご確認お願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） そのほか、農業委員の方からも何か。

塚野さん、どうぞ。

○4番（塚野芳美君） 広報に農業委員会の新年の挨拶が載っていたのはいいのですが、農業委員が11名になっているのですよね。会長は分かっているの、自分が書いていて。

○議長（佐藤清隆君） 農業委員は10名。

○4番（塚野芳美君） いやいやいや、11名の名前が。

○議長（佐藤清隆君） ああ、広報な。

○4番（塚野芳美君） うん、広報。

○議長（佐藤清隆君） あれはちょっとミスったよね。

○4番（塚野芳美君） 会長が書いたのではないの、挨拶の文って。

○議長（佐藤清隆君） 申し訳なかったです。おわびして訂正したいと思います。正式には10名で

ざいます。みんな、しかしよく見ているな。

○4番（塚野芳美君） 見ますよ。

○議長（佐藤清隆君） 特にございますか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） なければ、本日の総会はこれで閉じたいと思います。

皆様、ご苦労さまでした。

閉 会 （午後11時5分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年3月18日

委員 猪俣 秀信

委員 並山 光政